

## 県単強い農業づくり交付金交付要綱

制 定 平成18年 3月31日付け 農畜第2895号  
最終改正 平成23年10月 3日付け 農畜第1318号

### (趣旨)

第1 県は、県単強い農業づくり交付金実施要綱（平成18年3月31日付け農畜第2893号。以下「県単実施要綱」という。）に基づいて市町村等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、市町村等に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象及び交付率)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

### (交付申請)

第3 規則第4条の規定に基づく申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、提出の期日は別に定める日までとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない部分については、この限りでない。

### (変更交付申請等)

第4 規則第9条第1項の規定による申請は、別記様式第2号によるものとする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更については、この限りではない。

2 1に規定する軽微な変更のうち、事業費を変更した場合は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日までに、1に規定する申請書を提出しなければならない。

### (概算払請求)

第5 概算払により交付を受けようとするときは、別記様式第3号による概算払請求書を提出しなければならない。

(実績報告)

第6 規則第10条に規定する実績報告は別記様式第4号によるものとし、提出の時期は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

ただし、全額が概算払により交付された場合は、交付の決定のあった年度の翌年度の4月30日までとする。

2 第3の第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3の第2項ただし書きに該当した各事業主体について当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第3の第2項ただし書きにより交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに報告するとともに、県知事の命を受けてこれを返還しなければならない。

(知事の定める財産)

第7 規則第13条第1項第4号の規定に基づく知事の定める財産は、1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(帳簿及び証拠書類)

第8 事業に関する帳簿及び証拠書類は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則

1 この交付金交付要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付金交付要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付金交付要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付金交付要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この交付金交付要綱は、平成23年10月3日から施行する。

別表－2（第2関係）

【生産総合対策関係（畜産）】

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
<p><b>県単強い農業づくり交付金</b></p> <p>1 産地競争力の強化</p>	<p>1 事業費 実施要綱に基づいて行う事業のうち、次に掲げる事業の実施に要する経費</p> <p>1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 〔 環境保全、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、生乳乳製品流通 〕</p> <p>上記の取組については以下の事業が実施できるものとする。</p> <p>(1) 推進事業 ア 協議会の開催 イ 行動計画の作成 ウ 調査の実施 エ 実証、試験の実施 オ 技術の普及 カ 啓発活動 キ その他（農林水産部長等が別に定める取組に限る。）</p>	<p>生乳乳製品流通・1/2以内</p> <p>家畜改良増殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜改良増殖・後代検定実施 1/2以内</li> <li>・牛群検定実施経費 1/3以内</li> <li>・基礎雌牛整備費 1頭当たり 100,000円以内</li> <li>・計画交配推進費 1頭当たり 47,000円以内</li> <li>・家畜導入・高品質導入 43,000円以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般導入・肉用育成雌牛 92,000円以内</li> <li>・肉用成雌牛 92,000円以内</li> </ul> </li> </ul>		<p>1 事業の新設又は廃止</p> <p>2 事業実施主体の変更</p>